

# 本郷ひまわり保育所空調設備保守管理業務仕様書

## 1 概要

本仕様書は、三原市立本郷ひまわり保育所及び子育て支援センターに設置する空調設備及びそれらに付帯する設備の保守管理業務を実施するものである。

## 2 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

## 3 対象設備及び業務内容

(1) 保守管理業務を行う対象機器及び委託業務の内容については、別紙「空調機器点検基準表」及び「空調・換気機器設備一覧表」のとおりとする。

なお、既設設備については、修繕等に伴う機器更新により、実機の型式が「空調・換気機器設備一覧表」に記載の型式と一致しない場合があることに留意すること。

(2) 作業の日時は、発注者と協議の上、決定するものとする。

(3) 受注者は、空調設備が機能を保全し、安全かつ良好な運転状態を保持するよう、関係法令等に基づき、一体的、計画的かつ効率的に委託業務を実施し、善良なる管理者の注意をもって行うものとする。

(4) 受注者は、不時の障害が発生し、発注者から通知を受けた場合には、直ちに専門技術員を派遣して必要な点検、応急処置、修繕、復旧に当たるものとする。

(5) 委託業務を実施する上で必要な電気、水道、都市ガス等の光熱水費は、発注者の負担とし、用具、工具、測定計器及び主要部品（コンプレッサー、エンジン等）以外の部品（プラグ、ベルト、ホース、コード等）並びに消耗品（冷媒、オイル、冷却水用不凍液等）は、受注者のものを使用し、又は受注者の負担とする。

(6) 受注者は、委託業務の実施に当たり、空調設備の故障を発見し、修繕を要すると認められる場合において、主要部品を交換する必要があるとき、又は特別の資材を使用する必要があるときは、発注者にその見積書を提出し、その承認を受けて空調設備の修繕を行うものとする。

その際、見積書には必要に応じ、修繕箇所についての報告書、提案書、写真等を添付するものとする。

(7) 本仕様書に明記なき事項といえども、空調設備運転機能上、点検調整等を必要とするものは、当然本契約に含まれるものとする。

(8) 別紙「フロンガス機器定期点検一覧表」に記載の機器については、令和8年と令和10年にフロン排出抑制法に基づいたフロンガス漏洩点検を実施する。

フロンガス漏洩点検は、冷媒フロン類取扱技術者または環境省及び経済産業省が指定している十分な知見を有する者が実施する。

フロンガス漏洩点検により、漏洩または故障を確認した場合は速やかに発注者へ報告するものとする。

フロンガス漏洩点検結果については、別途、点検記録簿を提出するものとする。

## 4 報告書の提出

受注者は、保守業務を実施したときは、作業完了後7日以内に報告書を発注者に提出し、その確認を受けるものとする。